

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。＞ 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】 <u>(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)</u> (A) 第 26 条 理事及び監事に対して、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。 (B) 第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、＜例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。 ＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て理事会において定める。＞ 【会計監査人を置かない場合、＜＞内は不要です。】 第 6 章 理事会 (構成) 第 27 条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限) 第 28 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定	・理事及び監事の報酬等の考え方については、(注 22) を参照。 ・理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります（法人法 89 条、105 条 1 項）。 ・公益法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません（認定法 5 条 13 号、20 条 2 項）。 ・法人法 110 条（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与） ・役員に関するこのほかの記載事項については、(注 23) を参照。 ・公益法人において、役員（理事及び監事）以外の者に、一定の名称を付する場合については、(注 24) を参照。 ・公益社団法人は理事会を置かなければならず（認定法 5 条 14 号ハ）、定款に規定する必要があります（法人法 60 条 2 項）（注 25）。 ・法人法 90 条 2 項（理事会の権限等）
---	---

(注 18)「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、(将来の)代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項Ⅱ7)。

(注 19) 法人法上、代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告の省略をすることはできません(98条2項)。なお、報告の頻度については、定款で、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上とすることも可能です(91条2項)。

<例>

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(注 20) 子法人への調査権(99条3項)、理事への報告義務(100条)、理事会への出席義務等(101条)、社員総会に対する報告義務(102条)、理事の行為の差止め(103条)、理事との間の訴えにおける法人の代表(104条)等

(注 21) 子法人への調査権(107条3項)、監事に対する報告(108条)、定時社員総会における意見の陳述(法人法109条)等

(注 22) 理事及び監事の報酬等に関しては、

(A) 無報酬では経済的余裕がある者しか参加できず、あるいは業務に専念してもらえなくなることから、職務執行の対価として、その責任に見合った報酬を支払うべきとする考え方

(B) 他方、非営利・公益法人である以上、自主的に無償で社会貢献するものであり、原則的には無報酬であるとの考え方

があると考えられます。そこで、ここでは2例文を用意しました。

(注 23) 法人法では、代表理事に欠員が生じた場合の措置(79条)、理事の職務執行状況の報告(91条2項)等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。

(注 24) 公益法人において、役員(理事及び監事)以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称(役職)を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関(社員総会、理事会など)についての定めを設けることが望ましいでしょう(留意事項Ⅱ1)。

<例>

(相談役)

第〇条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

(2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 <u>（招集）</u> 第 29 条 <u>理事会は、代表理事が招集する。</u> 2 <u>代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u> <u>（決議）</u> 第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 <u>前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u> <u>（議事録）</u> 第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。 第 7 章 資産及び会計	・原則として各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることもできます（法人法 93 条 1 項）。 ・過半数を上回る割合を定款で定めることもできます（法人法 95 条 1 項） ・特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません（法人法 95 条 2 項）。 ・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません（注 26）。 ・可否同数の場合に、議長に 2 票を与えることとなるような定款の定めをすることはできません（留意事項Ⅱ 8）。 ・理事会の決議の省略については、（注 27）を参照。 ・定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることもできます（法人法 95 条 3 項）。 ・理事会に関するこのほかの記載事項については、（注 28）を参照。 ・法律にない任意の（合議）機関を設ける場合については、（注 29）を参照。 ・法人の会計は、行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うこととされており（法人法 119 条）、公益法人については、事業等
---	--

(注 25) 旧社団法人の定款における理事会を置く旨の定めは、法人法上の理事会を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の理事会を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の理事会に関する規定を削除した上で、新たに理事会に関する規定を新設するという形にする必要があります（整備法 80 条 3 項）。

(注 26) 理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんが、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められません。また、理事が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議も認められません（仮に、理事会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなります）。

なお、遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会に参加するため、例えば、電話会議やテレビ会議のように、各理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法であれば理事会を開く場所が物理的に同一の場所である必要はなく、このような方法による議決権の行使は、有効な議決権の行使となります。

また、(注 27) のとおり、理事会の決議の省略ができる場合があります。（留意事項Ⅱ 8）

(注 27) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法人法 96 条）。

(注 28) 法人法では、理事会への報告の省略（98 条）等が定められており、これを定款に規定しておくこともできます。また、法人法に定められていない理事会の議長などの事項について、理事会のガバナンス確保の観点から、定款で規定しておくか、定款で下位の規則に委任しておくことも考えられます。

(注 29) 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります（留意事項Ⅱ 2）。

(基本財産) 第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。 2 前項の財産は、＜例：(社員総会において別に定めるところにより、) この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。＞ (事業年度) 第33条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 【会計監査人を置いている場合の例】（注31） 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表	ごとの区分経理が必要とされます（認定法19条など）。 ・公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（不可欠特定財産）があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項を定款で定めている必要があります（認定法5条16号）。 ・不可欠特定財産と社団法人における「基本財産」に関しては、（注30）を参照。 ・事業年度は、必要的記載事項です（法人法11条1項7号）。なお、事業年度は1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については1年6箇月）を超えることができません（法人法施行規則29条）。 ・法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められており（認定法21条）、また、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいでしょう。 ・法人法123条～127条（計算書類等）、認定法21条（財産目録の備置き及び閲覧等） ・毎事業年度経過後3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています（認定法22条1項、認定法施行規則38条）
--	--

<例>

(企画・コンプライアンス委員会)

第〇条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。

2 前項の委員会は、業務執行理事1名、理事1名、事務局員1名で構成する。

3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること

4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

(注 30) 社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはありませんが、不可欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示することとされています（公益認定等ガイドライン5条16号関係）。一方、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）では、「定款において基本財産と定められた資産」を基本財産として表示することとされているため、定款上、法律に基づかない任意の財産区分としての「基本財産」として不可欠特定財産を記載するのが望ましいでしょう。

(注 31) 会計監査人を置いていない場合

<例>

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 ＜(7) キャッシュ・フロー計算書＞ 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 （公益目的取得財産残額の算定） 第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。 第8章 定款の変更及び解散 （定款の変更） 第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。	・キャッシュ・フロー計算書の承認（報告）手続については、（注32）を参照。 ・法人法施行規則48条（計算書類の承認の特則に関する要件） ・法人法14条（定款の備置き及び閲覧等）、32条（社員名簿の備置き及び閲覧等）、129条（計算書類等の備置き及び閲覧等）、認定法21条（財産目録の備置き及び閲覧等） ・従たる事務所については、備置き等が不要場合があります（法人法14条3項、129条2項、認定法21条6項）。 ・認定法30条（公益認定の取消し等に伴う贈与）、認定法施行規則48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） ・基金については、（注33）を参照。 ・社団法人は、社員総会の特別決議（法人法49条2項）によって定款を変更することができます（法人法146条）が、定款は法人の根本規則であり、社員等に重大な影響を与えるおそれがあることから、その変更に関する規定
--	---

(6) 財産目録

<(7) キャッシュ・フロー計算書> (注 32)

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号（及び第 7 号）の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(注 32) キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、計算書類と同様に社員総会の承認（報告）の手続が必要になります（認定法施行規則 33 条）。なお、会計監査人の設置が義務付けられている法人（認定法 5 条 12 号、認定法施行令 6 条）は、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければなりません（認定法施行規則 28 条 1 号）。

(注 33) 基金は、剰余金の分配を目的としないという社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。この基金制度は、個々の法人の判断により、任意に採用することができますが、基金の募集を行うためには、まず、定款に「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨」のほか、「基金の拠出者の権利に関する規定」及び「基金の返還の手続」を定めることが必要です（法人法 131 条）。なお、現行の民法法人でも、何らかの事業を実施するために保有する財産に「〇〇基金」といった名称を付している例がありますが、法人法上の基金には該当しませんので、注意が必要です

<例 1>

第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(解散) 第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 <u>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</u> 第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、<u>社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u> <u>(残余財産の帰属)</u> 第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u> 第 9 章 公告の方法 <u>(公告の方法)</u> 第 41 条 この法人の公告は、 <例 1：官報に掲載する方法> <例 2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法> <例 3：電子公告> <例 4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法> により行う。 <u><例 3 の場合></u> 2. <u>事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例 4：官報、例 5：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>に</u>	を置き、社員等に対して明らかにしておくことが望ましいでしょう(注 34)。 ・ 法人法 148 条（解散の事由） ・ 認定法 5 条 17 号（公益認定の取消し等に伴う贈与）。具体的な贈与先が単数である必要はなく、複数指定することも可能です。また、認定法 5 条 17 号に掲げる者とのみ定めることでも足ります（認定法 5 条 17 号、認定法施行令 8 条、公益認定等ガイドライン 5 条 17 号関係）。 ・ 認定法 5 条 18 号（残余財産の帰属）。公益認定の取消し等に伴う贈与の場合と同様です。 ・ 定款における残余財産の定めと租特別措置法第 40 条との関係については、（注 17）を参照。 ・ 一般法人に移行する場合における残余財産の定めと法人税法上の取扱いとの関係については、（注 35）を参照。 ・ 法人法 331 条（公告方法） ・ 公告方法は、必要的記載事項です（法人法 11 条 1 項 6 号）。 ・ 公告方法を電子公告とする場合に限り、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法として、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定款で定めることができます（法人法 331 条 2 項）。
---	---

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

<例 2>

第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(注 34) 公益認定を受けた後、公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁に届出をしなければなりません（認定法 11 条 1 項、13 条 1 項 3 号）。

(注 35) 一般法人のうち、非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税されることとなります。

(1) 非営利性が徹底された法人の要件（法人税法施行令第 3 条第 1 項）

①定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること

<例> 第〇条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

②定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること

<例> 第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

③①または②の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと

④理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること

(2) 共益的活動を目的とする法人の要件（法人税法施行令第 3 条第 2 項）

①会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること

②定款に会員が負担すべき金銭の額（会費）の定め又はこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること

③主たる事業として収益事業を行っていないこと

よる。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

【一般法人に移行する場合については、(注37)を参照】

2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇<、会計監査人は〇〇〇〇>とする。

【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

【一般法人に移行する場合については、(注39)を参照】

別表 基本財産(第32条関係)

財産種別	場所・物量等
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得

・定款のこのほかの記載事項については、(注36)を参照。

・法人法施行後、移行前に定款を変更して法人法上の代表理事、会計監査人を置いている場合を除き、移行後最初の代表理事、会計監査人は、定款の変更の案に氏名を直接記載する方法により選定(選任)する必要があります(注38)。

・整備法施行規則2条(計算書類等の作成に係る期間)

・移行認定(認可)の申請においては、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」(法人法11条1項4号)を定款の変更の案に記載する必要はありません。

- ④定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
- ⑤定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体（一定の公益的な団体等を除く。）に帰属する旨の定めがないこと
- ⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと
- ⑦理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

(注 36) 法令上の規定はありませんが、一定規模以上の法人にあつては事務局が設置されていることが多く、その組織及び運営に関する事項について定款で規定しておくこともできます。また、法人の根本規則である定款だけでは対応困難な技術的、専門的事項について、下位の規則に委ねる場合に、その根拠規定を定款に定めておくこともできます。

(注 37) 一般法人に移行する場合

<例>

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(注 38) これらの代表理事の選定等（氏名を記載した定款の変更の案の決議）は、法人法の施行日（平成20年12月1日）より前には、行うことができませんが、移行認定（移行認可）の申請に当たっては、定款の変更の案の決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。この場合、申請後に代表理事の選定等を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものなどの必要書類を速やかに提出するようにしてください。

(注 39) 一般法人に移行する場合

<例>

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。